

「OMTクーポン事業」新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対応対策及び 事業適正執行のための実施方針について

下記事項（対策方針）に基づき、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の徹底に努めながら、村民の健康を守り、かつ、観光事業による経済回復支援に資すること及び事業の適正な執行を目的に、対策方針を定める。

1. 利用可能期間

当初計画：令和3年8月1日～令和4年2月13日

変更後→ 令和3年10月2日～令和4年3月6日とする。

2. 利用（予約）について

- (1) 今回の予約利用可能期間として、令和3年10月1日～11月30日までの受付を可とし、その後については、コロナ過の状況により11月中旬～後半に対策方針を更新する。
- (2) 学校教育における修学旅行、体験学習等での予約については、通年で可とする。
- (3) (1) の利用状況実績を把握し、1事業者利用上限の設定を検討する。

3. コロナ過運用対策について

- (1) 緊急事態宣言発令中の場合
村民のみの利用とする。
- (2) まん延防止等重点措置発令中の場合
指定地域の者の利用は不可とする。
- (3) 県内新規感染者数が3日連続で100人を超えた場合
北部保健所管内新規感染者数が3日連続で30人を超えた場合
→確認された日の翌日から村民のみの利用とする。
→30人以下が3日間連続したら解除し利用を可とする。
- (4) 大宜味村内で新規感染者数が3人以上、又は3日連続発生又は発生した日から7日以内で5日、新規感染者が発生した場合
→翌日から3日間、全利用を停止する。
- (5) 取扱事業者において発生した場合
①事業主及び従業員等が感染した場合
1) 即刻、事務受託者である大宜味村観光協会又は大宜味村企画観光課へ連絡を行うこと。
2) 感染が確認された翌日から2週間の利用停止する。ただし、村において、当該者が完治し陰性である確認（陰性である証明書を観光協会を通して村へ提出すること）がされた場合は、利用を再開できる。

②事業主及び従業員等が濃厚接触者となった場合

- 1) 即刻、事務受託者である大宜味村観光協会又は大宜味村企画観光課へ連絡を行うこと。
- 2) 保健所等の指示により、休業など必要な場合はその指示に従うこと。
- 3) 村において、陰性である確認（陰性である証明書を大宜味村観光協会を通して村へ提出すること）がされた場合は、利用を可又は再開できる。

(※) 万が一、新型コロナウイルス感染症への感染が発生した場合、また、いつ、だれもが感染の可能性あります。くれぐれも感染症患者やそのご家族などに対する差別や偏見、中傷、風評被害などが起こらないよう配慮し、コロナ禍における地域振興に取り組みましょう。

4. 適正な事業執行管理と感染拡大防止のための対応対策の徹底を図ること。

- (1) 3密防止や手洗いうがい、マスク着用、消毒など感染拡大防止のための行動徹底
- (2) 報告義務 写真による事業管理を行っております。受入れの際にはそのグループごとに写真を撮影し、報告書といっしょに添付してください。

5. その他留意事項

- (1) 上記対策方針以外においても、感染状況の悪化により大宜味村長の判断において利用停止を行う場合もあります。
- (2) キャンセル対応について
 - ① 本事業の利用にあたってのキャンセル対応については、村において対応はできませんので、ご理解の上、本事業を利用してください。
 - ② クーポン利用者とのトラブルが発生した場合には、村は一切の責任を持ちませんので、事業者において要留意の上、また、利用者にも十分理解を求めて本事業を利用してください。

事務担当 大宜味村企画観光課観光係 TEL 44-3007
事務受託者 一般社団法人大宜味村観光協会 TEL 50-5707

令和3年9月30日

大宜味村長 宮城 功光